

令和6年度 燕市住宅リフォーム助成事業のご案内

エコプラス工事で最大10万円上乗せします！

令和6年4月1日以降適用

住宅リフォーム助成事業は、建築資材高騰によるリフォーム費用の上昇に対する市民の負担軽減のための支援として実施します。

助成要件		備考
申込受付	令和6年4月1日(月)から予算額に達するまで ※その後キャンセル待ちの申込受付を開始します(20件)	
工事期間	工事着手日	令和6年4月1日以降で 申込日以降
	工事完了日 代金支払い完了日	令和6年12月31日まで
申込者資格	①燕市民であること ②市税滞納がないこと ③工事対象住宅の所有者または所有者の親族であること (3親等以内)	
対象工事	①市内の登録施工業者に発注した工事 ②対象工事額が税込22万円以上の工事 ③住宅のリフォーム工事全般 ④併用住宅の併用部分(店舗等)のリフォーム工事 ⑤住宅の敷地内のリフォーム工事 (別棟車庫、外構工事等を含む) ※ただし、④⑤は③と一括発注の場合に限る	
エコプラス 工事	⑥サッシの複層ガラスへの改修、断熱材(厚さ40mm以上)の 充填等のリフォーム工事 ※⑥を行う場合は助成金額に上乗せがあります	
助成金額	対象工事額(消費税相当分を除く)の10%以内	
助成限度額	新規申込者	上限10万円
	平成28年度から令和5年度の間に 助成を受けた方または住宅	上限5万円
上乗せ金額	【補助率】エコプラス工事額(消費税相当分を除く)の1/2 【上限額】10万円	
その他	①助成を受けられるのは年度中に1回のみ ②対象住宅に住宅用火災警報器が設置済または工事完了時 までに設置済であること ③燕市のほかの補助を受けた部分との併用は対象外 ④長屋等の場合は所有者等が居住していること 戸建住宅では居住の有無は問いません	

※「登録施工業者名簿」は、営繕建築課窓口または燕市ホームページでご確認ください。

～事業・手続きの流れ～

※4 ページ「助成申請の流れ」もご確認ください。

1. 事前申込（工事着手前）

◆必要なもの	
1. 助成申込書	・ 申込者が記入してください ・ 申込用紙は営繕建築課窓口または燕市ホームページからダウンロードして入手してください
2. 見積書の写し	・ 市内登録施工業者に依頼してください (令和6年1月1日以降発行のもの) ※エコプラス工事がある場合はその仕様、金額がわかるものを提出してください
3. 委任状	・ 代理人による提出の場合のみ

※申込前に工事着手した場合は助成対象外です。

申込者が窓口に来られない場合は、委任状の添付により、代理人による提出も可能です。必ず工事着手前に申込みを行ってください。

2. 通知

- ・ 申込資格等(税関係を除く)について審査し、助成対象の可否及び助成金額の通知を行います。

3. 工事

- ・ 申込み手続き完了の旨を、登録施工業者に連絡し、工事に着手してください。

※申込後に工事内容等に変更が生じた場合箇所

①見積書の工事内容・金額が変更になる場合

変更後の内容で申請してください。ただし、申込みされた助成金額の増額はできません。また、助成対象工事額が税込 22 万円未満となる場合は助成対象外となります。

②施工業者を変更する場合

登録施工業者であれば可能です。変更後の登録施工業者で申請してください。

③申込者を変更する場合、営繕建築課までご相談ください。

④工事期間が工事完了期限(令和6年12月31日)を過ぎる場合は、営繕建築課までご相談ください。

【キャンセル待ちについて】(20件)

助成予定額到達後にキャンセル待ちの申込みをされた方には、仮の申込通知書(*1)をお送りします。キャンセルが発生し、申請が可能になった場合に再度通知書(*2)をお送りします。通知書が届いた後に申請書を提出してください。工事完了後すぐには申請できない場合がありますのでご注意ください。



4. 申請（工事完了後）

◆必要なもの	
1. 助成申請書	・申請者が記入してください
2. 領収書の写し (原本の写し)	・宛名(申請者名)、日付、但し書き等必要事項が全て記載されているもの ・施工業者名が記載されており、印紙が貼付けてあるもの ・銀行振込、電子マネー等での支払いの場合は、必要事項の記載があれば、それらの写し等でも結構です
3. 工事内訳書 (見積書) (請求書)	・対象工事内容と金額の内訳がわかるもの ・数量、単価等が記載されているもの ・ <u>領収書と同額のもの</u> ※申込時に提出したものと同一場合でも、再度添付をお願いします
4. エコプラス工事の資料	・仕様がわかるカタログ等
5. 住宅の位置図	・住宅地図等
6. 工事箇所の写真	・工事箇所ごとに工事 <u>前後</u> の状況が確認できるもの ・ <u>日付入り</u> とし、日付が入らないときは、黒板等を利用し写真に日付を収めてください ・着手前写真は令和6年4月1日以降のもの ・ <u>火災報知器の写真1枚(台所以外)の添付が必要です</u> ・登録施工業者に作成を依頼してください
7. 工事証明書	・登録施工業者が作成してください
8. 委任状	・代理人による提出の場合のみ(申込時提出の場合は不要)
9. その他	・その他市長が必要と認める書類(工事図面)

※工事完了後、令和7年1月24日(金)までに書類を提出してください。
キャンセル待ちの方は、令和7年3月7日(金)までに提出してください。

5. 現地調査

- ・申請書提出後、市職員が提出写真と相違がないか現地確認を行います。
- ・外部工事がある場合は外部の写真も添付してください。

6. 交付決定

- ・申請書類、税関係等の審査後、交付決定通知を行います。
- ・交付決定通知後、「助成金請求書」を提出してください。
※申請時に提出いただいても構いません。
※助成金の支払いは銀行振込です。通帳の表紙の裏ページ(名義フリガナの記載があるページ)の写しが必要です。口座は申請者名義に限ります。

7. 助成金支払い

- ・提出いただいた通帳の口座に助成金を振込みます。

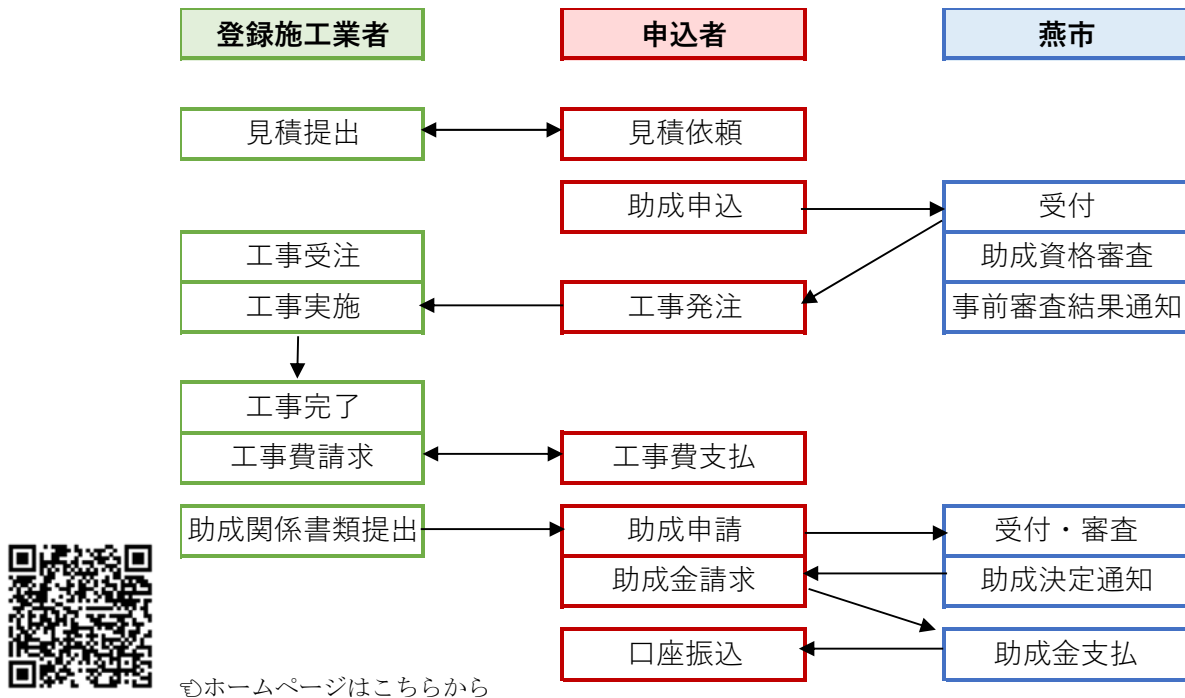
申請内容に偽り、その他、不正な手段により助成決定されたことが判明した場合は、決定を取消し、助成金を返還していただきます。

別表（助成工事内容）

○対象 ☆上乗せ対象 ×対象外 △条件により対象

	工種		特記		工種		特記
1	基礎・土台の補強・修繕・取替え	○		14	断熱材(厚さ 40mm 以上)の充填	☆	
2	屋根の葺替え・塗装、雨樋の取替え・修繕	○		15	ドアの交換	☆	断熱材(厚さ 40mm 以上)、複層ガラスであること
3	外壁の塗替え・張替え ひび補修・シール打替え	○		16	内窓の設置	☆	複層ガラスであること
4	内装材(床・壁・天井)の張替え・塗替え	○		17	合併浄化槽の工事	△	市のほかの補助部分を除く工事
5	間取りの変更改修	○		18	住宅の解体工事	×	リフォーム工事でないため対象外
6	防音、断熱化(断熱材の新設・取替え)工事	○		19	住宅の増築工事	×	増築はリフォーム工事でないため対象外。ただし 10 m ² 以下は助成対象とします
7	建具、畳、窓硝子、サッシ工事	○		20	シロアリ駆除	△	床・壁の取替えを行う場合は対象
8	台所、風呂、トイレ等改良工事	○		21	住宅と別棟の倉庫、車庫等の工事費	△	住宅のリフォーム工事と一括発注の場合は対象
9	住宅のバルコニー等の設置	○		22	造園、門扉、ブロック塀等の外構工事	△	住宅のリフォーム工事と一括発注の場合は対象
10	エアコン・換気扇・照明器具 火災警報器の取付工事	○		23	個人住宅の建物と同一棟でない部分の工事費	△	住宅のリフォーム工事と一括発注の場合は対象
11	給湯器・エコキュートの設置工事	○	ソーラーパネル・太陽熱温水器・家庭用燃料電池設備も対象	24	バリアフリー工事	△	ほかの補助金対象部分を除く工事
12	下水道接続工事	○		25	耐震補強工事（部分補強を含む）	△	燕市耐震改修補助対象工事部分は対象外
13	サッシの複層ガラスへの改修	☆	新設の場合も対象	26	耐震関連（耐震シェルター、感震ブレイカー設置等）工事	△	工事が伴うものに限りませ

助成申請の流れ



◆申込・申請・お問い合わせ◆

燕市役所 都市整備部 営繕建築課 建築指導^{チーム}T（2階 28、29 番窓口）

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

TEL(代表) 0256-92-1111 / (直通) 0256-77-8282 ・ FAX 0256-77-8568

土、日、祝日を除く毎日 8:30~17:15